

一般社団法人日本医療薬学会薬物療法専門薬剤師認定制度規程細則

第1章 薬物療法専門薬剤師認定資格

(資格の補則)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会薬物療法専門薬剤師認定制度規程（以下、認定制度規程と略記）の第4条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

- 1 資格（2）の「5年以上の実務経験」の証明については、職歴を提出すること。
- 2 資格（5）の「5年以上の研修歴」の証明については、次の2つの証明書を提出すること。
 - 一 薬物療法専門薬剤師研修施設への在籍の証明となる薬物療法専門薬剤師研修施設長による在籍証明書。
 - 二 薬物療法専門薬剤師研修施設に在籍する「薬物療法指導薬剤師」あるいは「本学会指導薬剤師」による研修修了証明書。但し、「薬物療法指導薬剤師」あるいは「本学会指導薬剤師」が薬物療法専門薬剤師の認定申請を行う場合、自らが研修修了を証明することはできない。
- 3 複数の薬物療法専門薬剤師研修施設に在籍して研修を履修した場合の取り扱いとして、それぞれの在籍期間ならびに研修期間を合算することができる。
- 4 本学会認定薬剤師は、1年間の研修を修了したものとして取り扱う。また、資格（5）の研修期間として合算することができる。
- 5 大学病院等における研修期間を有する者は、当該施設の施設長による在籍証明書（期間を明記）と薬剤部門の長による研修内容修了証明書を提出することによって、研修期間に合算することができる。
- 6 資格（6）については、申請時から遡って過去5年間に50単位を履修すること。なお、受講単位の算出方法は「別表1」の通り。
- 7 資格（7）の自ら実施した薬剤管理指導実績とは、申請時から遡って過去5年間に実施した「入院患者および外来通院患者に対して一定期間継続して関わった、薬物治療に関する薬学的介入あるいは薬学的ケア」であり、保険請求の有無を問わず、また、薬物療法専門薬剤師研修施設の認定を受けていない医療機関で実施した指導実績を含む。
- 8 資格（7）の自ら実施した薬剤管理指導には、次の2つの要件を満たすこと。なお、領域の分類は「別表2」の通り。
 - 一 1領域につき、5症例以上の指導の要約を含めること。
 - 二 複数の領域を合算し、内科および外科症例をそれぞれ10症例以上含めること。

9 本学会認定薬剤師は、資格（9）の薬物療法専門薬剤師認定試験の受験を免除する。但し、認定薬剤師認定試験を受験していない本学会認定薬剤師は、この限りではない。

第2章 薬物療法指導薬剤師認定資格

（資格の補則）

第2条 認定制度規程の第5条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

1 資格（2）については、申請時から遡って過去5年間に50単位を履修すること。なお、受講単位の算出方法は「別表1」の通り。

2 資格（3）および第14条の資格（2）の薬剤管理指導あるいは薬局での患者指導については本規程細則第1条の7および8を適用する。

第3章 薬物療法専門薬剤師研修施設認定資格

（資格の補則）

第3条 認定制度規程の第6条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

1 資格（2）については、「別表2」のうち、4領域以上の疾患患者に対する入院および外来診療体制を有し、且つそれぞれの領域につき内科的および外科的な診療を実施していること。

2 資格（3）の「入院患者に対する総合的な薬学的管理を年間500件」については、薬剤管理指導料の保険請求の実績を有していること。

3 資格（8）については、薬物血中濃度の測定結果に基づいた処方設計・提案を実施していること（測定することは、当該要件には含まない）。

（認定の取り消し）

第4条 薬物療法指導薬剤師あるいは日本医療薬学会認定指導薬剤師の退職等により指導者が不在となった薬物療法専門薬剤師研修施設は、その時点において認定を取り消すものとする。

第4章 薬物療法専門薬剤師等の認定に係る暫定措置

（暫定措置期間）

第5条 2020年度まで実施される薬物療法専門薬剤師および薬物療法指導薬剤師の認定申請に限り、次の第6条から第10条までの暫定措置を講ずる。

(薬物療法専門薬剤師の認定に係る暫定措置)

第6条 認定制度規程の第4条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

1 資格(4)については、本会認定薬剤師であることに代えて、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度または日本臨床薬理学会による認定薬剤師、あるいは日本薬剤師会生涯学習支援システムによるクリニカルラダーレベル5以上の認定者であってもよい。

2 資格(5)については、次の2つの要件を適用することができる。

薬物療法専門薬剤師養成研修コアカリキュラムに基づく5年間以上の研修については、薬物療法専門薬剤師研修施設の認定を受けた時点から過去に遡り、薬物療法専門薬剤師研修施設に在籍する「薬物療法指導薬剤師」あるいは「日本医療薬学会指導薬剤師」による研修修了証明書をもって、同研修コアカリキュラムに基づいた研修に相当した研修を履修したものとみなすことができる。ただし、研修期間として算入可能な期間は、薬物療法専門薬剤師研修施設において、研修履修を証明する「薬物療法指導薬剤師」あるいは「日本医療薬学会指導薬剤師」が在籍している期間に限られる。

第7条 薬剤師としての実務経験を6年以上有する本学会認定薬剤師については、資格(6)の講習会の履修単位数を30単位とする。

第8条 本暫定措置により認定された日本医療薬学会薬物療法専門薬剤師の認定期間は5年間である。

(薬物療法指導薬剤師の認定に係る暫定措置)

第9条 認定制度規程の第5条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

1 資格(1)の薬物療法専門薬剤師として5年間以上医療現場で活動していることに代えて、薬剤師としての実務経験を7年以上有することとする。

2 資格(2)の講習会の履修単位数を30単位とする。

3 資格(3)の薬剤管理指導実績の症例については、5年以上前の症例でもよい。

第10条 本経過措置により認定された日本医療薬学会薬物療法指導薬剤師の認定期間は5年間である。

第5章 規程細則の変更

(規程細則の改廃)

第11条 本規程細則の改廃は、理事会において行う。

附則

本規程細則は平成29年3月24日から施行する。

平成24年3月28日 制定

平成24年8月9日 改正

平成29年3月24日 改正

「別表1」

【講習会・集合研修の受講単位】

研修会等の種類		受講単位
1	日本医療薬学会年会への出席	10単位／2日間
2	日本医療薬学会が主催する公開シンポジウム	4単位／1回
3	日本医療薬学会が主催・共催する薬物療法に関する教育セミナー	1単位／1時間あたり
4	日本医療薬学会が認定する他学術団体主催の薬物療法に関する教育セミナー等	1単位／2時間あたり

※ 主催者より交付された受講証明書（またはネームカード）および研修会のプログラムのコピーを添付すること。

※ 3および4として算入できる受講単位数は1領域につき5単位までとする。

※ 4として算入できる受講単位数は20単位までとする。

「別表2」

【領域の分類】

1	精神疾患
2	神経・筋疾患
3	骨・関節疾患
4	免疫疾患
5	心臓・血管系疾患
6	腎・泌尿器疾患

7	産科婦人科疾患
8	呼吸器疾患
9	消化器疾患
10	血液および造血器疾患
11	感覚器疾患
12	内分泌・代謝疾患
13	皮膚疾患
14	感染症
15	悪性腫瘍
16	その他（どれにも分類されない場合、外来患者の定期的指導なども含む）

※ 長期に渡って薬学的ケアを行ってきた外来患者への関与は領域16として扱う。